				（削る）
			（削る）	（削る）
		（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

２　（略）

３　第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項を除く。）、第五十条（第二項、第三項及び第六項を除く。）及び第百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるの

る者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ニに掲げる者が令第四十二条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき	保険医療機関等	第百三条の二第五項	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所	受給資格者票又は特別療養費受給票
	被保険者証	第百三条の二第六号	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所	受けようとする日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又はその被扶養者
	保険医療機関等	第百五条第一項	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所	受給資格者票又は特別療養費受給票
	被保険者証	第百五条第四項	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所	受給資格者票又は特別療養費受給票
	保険医療機関等	第百五条第五項	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所	受給資格者票又は特別療養費受給票
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

２　（略）

３　第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項を除く。）、第五十条（第二項、第三項及び第六項を除く。）及び第百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」